

平成29年度当初予算 予算要求シート

事業区分： 重点 マスタープラン： 3つの挑戦 施策番号： 1-6 局・課名： 市民人権局・消費生活センター

事業名	消費者対策事業	事業費(千円)	平成27年度決算額	平成28年度予算額	平成29年度要求額	
			69,061	72,402	73,392	
【目的】 消費者と事業者との間には、情報の質・量・交渉力等の格差が存在し、消費者被害、消費者問題が複雑・多様化して発生している。本市では、堺市消費生活条例に基づき策定した第1期堺市消費者基本計画を改定し、新たに策定した第2期堺市消費者基本計画に基づいて、平成28年度から平成32年度までに推進する総合的、計画的な消費者施策、取り組むべき施策の方向と内容を定め、消費者の権利の尊重、消費者の自立支援を実現するために必要な施策を実施し、市民の消費生活の安定及び向上を図っていく。 【内容】 本市の消費者施策を総合的、計画的に推進するため、堺市消費者基本計画に基づき、以下の事業を実施する。 ・消費生活相談事業 (専門相談員の配置、相談員スキルアップ研修、相談業務用専門図書購入、弁護士等の専門家の知見見識の習得) ・消費者教育・啓発事業 (市内中学生への啓発、小中教員向け研修、大学生向け啓発、市民向け講座等の開催、啓発物配布等) ・消費生活審議会及び苦情処理委員会の運営 ・業者指導・立入検査の実施 【今年度要求のポイント】 市民における消費生活センターの周知度を一層高めていくことにより消費者被害の未然防止・軽減を図る観点から、従来の一方通行型の啓発スタイルから脱却し、市民参加型の広がりのある啓発事業を展開していくため、平成28年度から実施している「お買い物・くらしの川柳」事業の拡充を図るとともに、各区民まつりの啓発に加えて多くの市民にPR可能な市内大型商業施設に出向いて身近でわかりやすいテーマを掲げ、市民にとって効果的かつ印象に残る啓発事業を展開する。	債務負担行為	期間	要求額(千円)			
	H ~ H					
	主な要求内容		(単位:千円)			
	項目	28年度予算	29年度要求額	内容・積算等		
	消費生活相談事業	33,772	34,108	相談員報酬等33,497、研修旅費等611		
	消費者教育・啓発事業	10,390	11,595	講師謝礼等1,244、消耗品6,288、印刷製本費1485、会場借上等2,578		
	消費生活審議会及び苦情処理委員会の運営	405	405	審議会、苦情処理委員会関係		
	業者指導・立入検査の実施	3,151	3,159	嘱託報酬等		
	訴訟資金貸付	300	300			
	その他	24,384	23,825	建物借上等		
合計	72,402	73,392				
スケジュール(経過及び今後展開)						
【経過(～28年度)】 第2期消費者基本計画に基づいた各施策を効果的に実施。		【29年度】 第2期消費者基本計画に基づき各施策を効果的に実施するとともに消費生活センターの周知度向上を図る。		【今後予定(30年度～)】 第2期消費者基本計画に基づいた施策を効果的に推進するとともに施策の進捗状況等を踏まえた改善・見直しを図っていく。		
その他 特記事項						
みんなの審査会対象外 関連事業：						